

令和5年 3月13日改正
令和5年 1月26日改正
令和4年10月27日改正
令和4年 7月28日改正
令和4年 5月21日改正
令和4年 4月28日改正
令和4年 1月 6日改正
令和3年11月18日改正
令和3年10月 8日改正
令和3年 7月27日改正
令和3年 7月13日改正
令和3年 6月25日改正
令和3年 6月 7日

保健管理センター長

新型コロナウイルス感染症 学生向けガイドライン

1. 基本的な感染対策について

自分自身や家族、大切な友人を守るために、日頃から基本的な感染対策を心がけてください。

- (1) 感染対策の基本である「換気の悪い密閉空間を避ける」、「多数が集まる密集場所を避ける」、「間近での会話や発声をする密接場面を避ける」を順守してください。
- (2) 手洗い・手指消毒・咳エチケットを徹底してください。
- (3) 家族等と同居している場合は、同居者間での感染リスクの減少に努めてください。

2. 構内でのマスク着用について

個人の主体的な選択を尊重し、構内でのマスクの着用は個人の判断にお任せします。

※友人等にマスク着用の強要やマスクを外すよう強要することがないよう、個人の選択を尊重してください。

※大教室に多数が集まる等の場合はマスク着用を指示する場合があります。

※体調不良の場合はマスクを着用してください。

※万一来に備え常にマスクを携帯してください。

3. 体調管理について

新型コロナウイルス感染症の感染をいち早く察知し重症化を防ぐため、日頃から体調管理を行ってください。

- (1) 自宅で、毎朝欠かさず検温を行い体調の変化に留意してください。

4. 新型コロナウイルス感染症に感染した・濃厚接触者になった・体調不良時の大学への連絡方法

以下の方法で大学に連絡してください。

- (1) 1年生はCナビ担当教員に連絡、2年生・3年生・4年生はゼミ担当教員に連絡する

※連絡を受けた担当教員が大学に連絡します。

— 以下、Cナビ担当教員・ゼミ担当教員に連絡がつかなかった場合の連絡先 —
(2) 保健管理センターにメールを送信する E-mail:hoken@mail.miyasankei-u.ac.jp

※記載事項：学籍番号・氏名・携帯電話・現在の症状と経緯

(3) 保健管理センターに電話する 直通電話 0985-52-3137

(4) 学生支援課に電話する 直通電話 0985-52-3202

※大学に連絡後、折り返し保健管理センターから症状や状況確認のための連絡があります。(業務時間外や休業日の場合は翌日や休業日明けになる場合があります)

※業務時間外や大学休業日は(3)(4)は対応できません。

※以降、「大学に連絡」と記載されている場合は前項(1)～(4)の連絡先を指します。

(5) 上記(1)から(4)で連絡ができない場合 大学の代表電話 0985-52-3111

【重要】

症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはためらわずに、地域の医療機関や新型コロナウイルス感染症受診・相談センターに相談してください。

■新型コロナウイルス感染症受診・相談センター：0985-78-5670 (24時間対応)

5. 体調不良の場合

体調に異常がある場合は次のとおり対応してください。

(1) 37.5度以上の発熱や体調不良を感じた場合は、大学に出校せずに自宅で待機し前述3に記載の方法で大学に連絡してください。

【参考】新型コロナウイルスの感染初期には、多くの症例で発熱のほか呼吸器症状(咳・のどの痛み・鼻づまり等)・頭痛・倦怠感・嗅覚や味覚の異常がみられます。

(2) 地域の医療機関を受診する際は、事前に病院に電話をして指示を受けてください。

(3) 新型コロナウイルス感染症の変異株は、若者の重症化や死亡例が複数確認されています。息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、重症化を防いで命を守るため、地域の医療機関や新型コロナウイルス感染症受診・相談センター(公的機関)への連絡を優先してください。

※強い症状ではないものの発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合も、地域の医療機関や新型コロナウイルス感染症受診・相談センターに連絡し指示を仰いでください。

■新型コロナウイルス感染症受診・相談センター：0985-78-5670 (24時間対応)

6. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

医療機関や保健所の指示を厳守してください。また、学内での感染拡大を防止するため、前述3に記載の方法で速やかに大学に報告してください。

(1) 大学は出校停止(公欠扱い)になります。

(2) 医療機関や保健所から指示された期間は大学に来ることは認められません。

7. 濃厚接触者となった場合

保健所もしくは保健管理センターの指示を厳守してください。また、保健所からの連絡で濃厚接触者になったことを知った場合は、前述3に記載の方法で速やかに大学に報告してください。

- (1) PCR検査の「検査日」と「検査結果」を大学に連絡してください。
- (2) 大学は出校停止（公欠扱い）になります。
- (3) 保健所もしくは保健管理センターから指示された自宅待機期間は、大学に来ることはできません。
※濃厚接触者に該当するかどうかは保健所の判断となります。
※宮崎市内に居住する学生については、令和4年4月から濃厚接触者の特定は本学の保健管理センターが行う場合があります。保健管理センターから濃厚接触者と特定され待機等の指示があった場合は、その指示を厳守してください。

8. 学内での過ごし方について

安心して過ごせるキャンパス環境を維持するため、次のルールを順守してください。

- (1) 自宅での検温を忘れた場合は、授業を受ける前に保健管理センター等で検温してください。
- (2) 学内各所に設置されている消毒液で、適宜手指消毒を行ってください。特に教室に入室する際は必ず手指消毒を行ってください。
- (3) 万一に備え、授業で着席した座席番号を控えておいてください。
- (4) パソコン等の共用物に触れた際は、必ず手指消毒を行ってください。
- (5) 学生食堂等の施設を利用する場合は、指示されている感染予防ルールを順守してください。
- (6) 歯磨きをする際は、密な状況を避けるとともに飛沫が飛散しないよう配慮してください（口を濯ぐ際も同様の配慮が必要）。
- (7) 友人とハンドタオル等の共有はしないでください。
- (8) 用事もなく学内に留まることがないようにしてください。
- (9) 出校後に発熱や体調不良が生じた場合は、速やかに保健管理センターに出向いて指示を受けてください。

9. 学外での過ごし方について

感染リスクを避けるためにも、基本的な感染防止対策を心がけてください。

- (1) 外出の際は、換気の悪い空間・多数が集まる密集場所、密接した会話にならないよう留意してください。
- (2) アルバイト先で濃厚接触者となる事例が複数報告されています。厳重な感染防止を心がけてください。

10. 宮崎県外への移動について

当面の間は、宮崎県外への移動について大学への報告を求めません。

11. クラブ・サークル・同好会の課外活動について

クラブ・サークル・同好会（以下、団体）の活動内容は多様ですが、新型コロナウイルス感染症の感染対策は前述した各事項を順守することが基本となります。

なお、大学が課外活動を一齐に休止する場合、及び団体から感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応については、別途定める「新型コロナウイルス感染症 課外活動ガイドライン（次項にリンクを掲載）」を参照してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染状況（例：対面授業を中止した等）によっては、課外活動を禁止する場合があります。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染対策を踏まえた活動計画（練習方法等）の提出を求める場合があります。
- (3) 学外で課外活動（遠征・合宿・対外試合等）を行う場合は、移動先が県外・県内を問わず学生支援課に「課外活動許可願」を事前に提出してください。
- (4) 宮崎に戻った際は、次のとおり対応してください。

①宮崎県に戻った日の時点で、目的地が宮崎県新型コロナウイルス感染症特設サイト（次項にアドレスを掲載）の「注意すべき県外の地域」に記載されている、「まん延防止等重点措置区域及び緊急事態措置区域が含まれる都道府県（国指定）」の場合は、帰着日から1週間は自宅待機（大学構内への入構不可）とし、厳重に健康観察を行ってください。

②宮崎県に戻った日の時点で、目的地が上記①以外の場合、自宅待機は要しませんが帰着日から1週間は慎重に健康観察を行ってください。

※宮崎県が指定する感染拡大地域は、下記の「宮崎県新型コロナウイルス感染症特設サイト」で確認してください。なお、感染拡大地域は感染状況を踏まえ変更されるので、適宜確認をお願いします。

【宮崎県新型コロナウイルス感染症特設サイト】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/covid-19/yobo/hassei.html>

【新型コロナウイルス感染症 課外活動ガイドライン】

<https://www.miyasankei-u.ac.jp/center/pdf/corona-kagai-guideline.pdf>

12. 新型コロナウイルス感染症の感染者への配慮について

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許される行為ではありません。

感染者の誹謗中傷や個人情報等をSNS等で発信することは決してしないようお願いします。

13. 新型コロナウイルス感染症に関して健康面や相談したいことがある場合

新型コロナウイルス感染症は、健康面だけではなく学生生活全般に影響を及ぼしています。発熱や体調悪化はないものの、健康面で不安なことや相談したいことがある場合は、保健管理センターに連絡してください。

14. 新型コロナウイルス感染症で経済的な困窮が生じた場合

経済状況の急変で奨学金を申請したい場合や、学生生活で困ったことがある場合は学生支援課に申し出てください。

15. 新型コロナウイルス感染症に関する大学からの連絡について

各種の情報は、各学生に付与されているメールアドレス（学籍番号@mail.miyasankei-u.ac.jp）に送信しますので、大学からのメールを受信した際は必ず確認してください。

16. その他

当ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて内容を変更する場合があります。変更が生じた場合は、本学のホームページやメール等でお知らせします。

以上